

7月31日(日)は 寄居町長選挙・ 寄居町議会議員補欠選挙の 投票日です！



投票日等の日程

- ▶ 選挙時登録の基準日
7月25日(月)
- ▶ 選挙期日の告示日
7月26日(火)
- ▶ 立候補の届出日・場所
7月26日(火)
午前8時30分～午後5時
役場6階会議室
- ▶ 期日前投票
期間／7月27日(水)～30日(土)
時間／午前8時30分～午後8時
場所／役場1階ロビー
※入場券の裏面、または期日前投票所に備え付けの「宣誓書(兼請求書)」への記入が必要です。
- ▶ 選挙期日(投票日)・投票時間
7月31日(日)午前7時～午後8時
- ▶ 開票日時・場所
7月31日(日)午後9時～
総合体育館・アタゴ記念館

寄居町長選挙と**寄居町議会議員補欠選挙**が7月26日(火)に告示され、7月31日(日)に投票が行われます。

この選挙は、わたしたちの毎日の暮らしに密接するとともに大切な選挙です。貴重な一票を大切にしましょう。

※補欠選挙とは、議員に欠員が生じた場合、その補充をするために行われる選挙です。

☎ 町選挙管理委員会 ☎ 581・2121内線181・182

投票できる方

次のすべてに該当し、寄居町の選挙人名簿に登録されている方

- 日本国民である方
 - 平成16年8月1日までに生まれた方
 - 令和4年4月25日までに寄居町に転入の届出などをし、引き続き住民基本台帳に登録されている方
- ※町長選挙と町議会議員補欠選挙では、選挙人名簿に登録されていても、町外へ転出された方は投票できません。

入場券を郵送します

投票所入場券は、7月下旬に各世帯へ郵送します。1通の封書に4人までの選挙人を記載できる連記式の入場券となっています。投票日には、ご自分の入場券を切り取って、入場券に記載されている投票所にお持ちください。なお、入場券を紛失した場合は、町選挙管理委員会、または投票日に所定の投票所の受付に申し出てください。

新型コロナウイルス感染症対策

- ▶ 皆さまへのお願い
 - マスク着用、手指消毒にご協力をお願いします。
 - 投票所では、周りの方と距離を保つようお願いします。
 - 期日前投票をご活用ください。
新型コロナウイルス感染症への感染が懸念される状況は、期日前投票事由の6号に該当しますので、投票日当日の投票所の混雑等が気になる方は期日前投票を利用することができます。

期日前投票所は、投票日当日に近づくほど混雑する傾向にあります。**分散投票**にご協力をお願いします。



投票所での対策

- 投票事務の従事者はマスク着用を徹底します。
- 入口・出口にアルコール消毒液を設置します。
- 定期的に消毒や換気をします。
- 使い捨ての鉛筆を用意します。

特例郵便等投票

新型コロナウイルス感染症により宿泊・自宅療養等をしている方で、一定の要件に該当する方は、特例郵便等投票をすることができます。詳しくは、町公式ホームページをご覧ください。

こんなときは 期日前投票・不在者投票を

投票日当日に、仕事で投票所に行くことができない方や冠婚葬祭を主宰する方、買い物などの私用で投票区内にいない方、病气やけが、妊娠などの理由で歩行が困難な方(投票日当日にこのような事由が見込まれる方)などは、期日前投票、または不在者投票をすることができます。

不在者投票

○指定施設等での不在者投票
都道府県の選挙管理委員会が指定した施設(病院・老人ホーム等)に入院・入所の方は、その施設で投票することができます。投票を希望する方は、各施設へお問い合わせください。
なお、投票用紙等の請求は、告示日前でもできます。

滞在地での不在者投票

国内での長期出張などで、投票日当日に投票所へ行くことができない方は、滞在する最寄りの市区町村選挙管



理委員会での不在者投票をすることができます。希望する方は、町選挙管理委員会へ投票用紙等を請求してください。請求後、投票用紙等を滞在する住所に郵送しますので、投票用紙等を持参し、最寄りの選挙管理委員会へ投票してください。投票先の選挙管理委員会から寄居町選挙管理委員会にその不在者投票が郵送されます。郵送等に日数がかかりますので、請求はお早めにお願います。
なお、投票用紙等の請求は、告示日前でもできます。
※投票できる場所や時間は、不在者投票を行う選挙管理委員会へお問い合わせください。
○郵便等による不在者投票
身体に重度の障害等があり、投票所へ行くことができない方が自宅等で投票することができる制度です。この制度は、身体障害者手帳や戦傷病者手帳、介護保険被保険者証をお持ちの方のうち、一定の要件等に該当する方が利用できます。
この制度を利用するためには「郵便等投票証明書」の交付を受ける必要があります。交付を希望する方は、お早めに町選挙管理委員会へお問い合わせください。
また、「郵便等投票証明書」をお持ちの方は、請求書に「郵便等投票証明書」を添えて選挙期日の4日前【7月27日(水)】までに投票用紙等を請求してください。

投票には次のような方法もあります

代理投票

身体の障害等により、ご自分で文字を書くことができない方は、投票所での投票管理者に申し出てください。本人が指示した候補者の氏名を、投票所の代理投票補助者が本人に代わり記載します。この場合も通常の投票と同様に投票の秘密は守られます。

点字投票

視力に障害のある方には、点字器と点字用の投票用紙を用意してあります。投票所で投票管理者に申し出てくだ

ポスターは公営掲示場

候補者が使用する選挙運動用ポスターは、公営ポスター掲示場に掲示されます。候補者が使用する選挙運動用ポスターは公営ポスター掲示場以外に、掲示することはできません。

選挙運動用ポスター

頒布できるポスターは、候補者1人につき、町選挙管理委員会に届け出た2種類以内、枚数は町長選挙は5000枚、町議会議員補欠選挙は1600枚以内で、サイズはA4判以内のもので、なお、このポスターには町選挙管理委員会の交付する証紙を貼らなければ頒布することができません。頒布方法は新聞折込みや候補者の選挙事務所内、個人演説会の会場、または街頭演説の場所に限られます。

明るい選挙を実現するための 寄附禁止のルール



**政治家の寄附は禁止！
有権者が政治家に
寄附を求めるとも禁止！**

政治家(候補者、候補者になろうとする者、現に公職にある者)が選挙区内の方にお金や物を贈ることは法律で禁止されています。また、有権者が政治家に対して寄附を求めるとも法律で禁止されています。

- 例えば、こんな行為はできません。
- 政治家が、選挙区内の方に年賀状や暑中見舞いを出すこと
 - 会費制でない会合で、政治家がお金を支払うこと(飲食代相当額であっても支払うことはできません)
 - 町内会の役員が、お祭りのときに政治家に寄附を求めると
 - 政治家が、町内の親睦旅行にせん別を出すことや、各種会合に飲食物を差し入れるなどの寄附をすること